

令和6年度 「学校いじめ防止基本方針」



春日井市立知多中学校

学校いじめ防止基本方針

春日井市立知多中学校

1 いじめの定義

基本方針で、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人間関係（※1）にある、他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響（※2）を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的、形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つて行うことが必要である。その際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないようにする。また、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめ防止等の対策のための組織」を活用し、組織的に判断する。

さらに、いじめのうち、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときなどは重大事態（※3）として取り扱う。

※1 「一定の人間関係」とは

- ・ 学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態

※2 「物理的な影響」とは

- ・ 身体的な影響の他、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること

※3 「重大事態」とは

- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間（7日を目安とする。）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ・ いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると見込まれるとき

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの生徒にも被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、いじめであるか否かの判断は、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

また、春日井市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他の関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない、放置しない」ための取り組みを積極的に展開し、児童生徒が一人一人が大切にされているという実感を持つとともに、互いに認め合える人間関係を作り、集団の一員としての自覚を身につけることができるように努める。

3 いじめ防止等の対策のための組織

「いじめ・不登校対策委員会」設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。

(1) 「いじめ防止等の対策のための組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・ 学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・ 年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・ いじめアンケートや教育相談を行い、いじめの早期発見に努める。

ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・ ホームページ等を通して、教育相談に関する取組状況や教育相談の実施期間を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・ 事案への対応については適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・ いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態は少なくとも、次の2つの要件が満たされているものとする。
 - ① いじめに係る行為が止んでいること（インターネットを含む）。止んでいる期間は少なくとも3ヶ月とする。
 - ② 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、面接等により確認すること。

4 いじめ防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア すべての児童生徒が友人や教職員と信頼できる関係の中で、いじめのない学校作りを進める。

イ 生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育・体験活動等の充実を図り、心の通う対人関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に取り組むことにより、いじめの未然防止を進める。

エ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア いじめアンケートや教育相談を定期的実施（年3回）し、生徒の小さなサインを見逃さないように努める。

イ 情報共有の充実を図り、全ての教職員がいじめに対する共通理解をもち、多様化するいじめを積極的に認知することで、いじめの早期発見を進める。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童生徒が相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。

- ウ 加害生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ インターネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署と連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施(年度末)し、いじめ・不登校対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

7 年間計画

	いじめ・不登校防止への 取り組み	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4 月	○ 「学校いじめ基本方針」の内容の確認 ○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ SCの生徒、保護者への周知 ○ 学級開き、学年開き	○ いじめ相談窓口の生徒、保護者への周知 ○ 身体測定	○ PTA 役員会委員会
5 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ 自然体験学習 ○ 修学旅行	○ スクールサイン周知	○ 部活動懇談会
6 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○	○ 教育相談 ○ いじめアンケート	
7 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）			○ 個人懇談会 ○ 生徒指導だより
8 月				
9 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）			
10 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ チーターズフェス	○ 教育相談	
11 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ 学校保健委員会	○ いじめアンケート	
12 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ 人権週間		○ 個人懇談会 ○ 生徒指導だより
1 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）			
2 月	○ 職員アンケート →次年度に向けての提言 ○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施）	○ 卒業生を送る会	○ いじめアンケート ○ 教育相談	○ 保護者への学校評価アンケート ○ 学年懇談会
3 月	○ いじめ・不登校対策委員会（毎週火曜実施） ○ 1年のまとめ	○ 卒業式		○ 学校関係者評価委員会→評議員会 ○ 生徒指導だより
通 年	○ 校内いじめに関する情報の収集 ○ 対応策の検討	○ 集会における校長講話 ○ 道徳教育、体験活動の充実 ○ 分かる授業の充実	○ 健康観察の実施 ○ SCによる相談 ○ 日記 ○ スクールライフノート ○ スクールサイン	○ あいさつ運動



〇いじめ発生時の対応の流れ

